



12月町議会

条例の制定等 5議案を可決

12月8日から8日間の日程で12月町議会定例会が開かれ、条例の制定、予算の補正など5議案が審議されましたが、いずれも原案のとおり可決されました。内容は次のとおりです。
(一般質問の内容は来月号に掲載します)

■政治倫理の確立のための横芝町長の資産などの公開に関する条例の制定

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第七条の規定に基づき、横芝町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めました。

■横芝町税条例の一部改正

精神保健法の一部改正に伴い、身体障害者等に対する軽自動車税の減免手続の一部を改正しました。

■横芝町新東京国際空港関連問題対策委員会設置条例の一部改正

新東京国際空港騒音対策委員会松尾・横芝・蓮沼地区部会の規約が改正されたため、関係事項を整理しました。

■一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

国、県職員の給与改定に準じて、一般職の職員の給料並びに扶養手当の支給額を改正しました。

■平成7年度横芝町一般会計補正予算議定

前年度繰越金を財源として1億814万2千円を追加し、合併処理浄化槽設置整備事業費や東陽病院組合負担金、道路排水整備工事費等に充てられました。

平成6年度環境衛生事業振興組合歳入歳出決算

一般会計の決算状況は、歳入総額15億9746万8千円、歳出総額15億4541万8千円で差引き5205万円となり、翌年度に繰越しました。

収支額の前年度比較では、ごみ処理施設建設工事に伴い歳入319.9%、歳出343.5%の増となっております。

歳入

負担金	4億9512万5千円(31.0%)
使用料及び手数料	4606万8千円(2.9%)
国庫支出金	2億900万円(13.1%)
県支出金	7524万円(4.7%)
財産収入	235万2千円(0.1%)
繰越金	4937万3千円(3.1%)
諸収入	861万円(0.5%)
組合債	7億1170万円(44.6%)

歳出

議会費	197万3千円(0.1%)
総務費	1億2164万3千円(7.9%)
衛生費	14億1175万4千円(91.4%)
公債費	1004万8千円(0.6%)

組合の財産

土地	33,288㎡(ごみ焼却場)
建物	304.16㎡(事務所・作業所兼倉庫・車庫等)
構造物	(15t/8h)×2炉(流動床式ごみ焼却施設)
基金	109,400千円
車輛	4台(塵芥収集車・フォークリフト等)



住宅地に繁茂する枯れ草はたいへん危険です

枯れ草除去で火災防止

秋の紅葉と落ち葉の季節を過ぎる頃になると、毎年芝火災が多く発生します。これは、枯れ草を焼却中に燃え広がって手に負えなくなったり、残り火を完全に消さないで現場を離れたために再び燃えあがる、といったケースが後を絶たないからです。そこで、建物の付近に枯れ草が繁茂しているところについては、所有者に対して刈り取りをお願いしているところですが、

まだまだ危険と思われる箇所が多く見受けられます。枯れ草が繁茂している付近に住んでいる方は、きつと心配していると思います。火が出たら危ないと思われる土地の所有者の方は、出来るだけ早く枯れ草を除去され、火災の発生防止と延焼防止にご協力ください。
八日市場市外三町消防組合
横芝町役場